

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係雑件（沖縄返還） 16

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43792">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43792</a>

松  
模  
似  
浮  
程  
下  
行  
外

極秘  
無期限  
部の内  
号

本件は、  
西側には  
は、特に  
注意を  
要する

大臣秘書官

官房長官  
官房副長官  
条約課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

安全保障課長

伊江島における模擬核爆弾  
投下訓練に備え、3月7日、

47.3.10

米北 /

3月9日 在米大使館シムソン氏に当課

来訪の際、わが方より、本件につき、引渡

国会質疑 (3月7日衆議院不審議員会)

(7時15分~17時)

質問)の概要を説明の上、復答後、

伊江島に於ける模擬核爆弾の投下訓練  
(注: 伊江島に於ける)

は、差控された旨を要請したところ、

「シムソン」は、伊江島に現在行われていた

模擬核爆弾投下訓練 (注: 従来

GA-5

外務省

米領り、米軍への軍事上の役割を

117.11から2030年までに5段階で果した  
ためには、平素から多くの種類の訓練

を5段階の要が必要と説明したところ、  
2030年、3月7日、3月7日、21日、  
31日

公使より吉野局長に対し、伊江島に

米軍への模擬核爆弾による投下

米軍は昨年11月にマニラで「broad range of trainings」  
を実施したと述べ、伊江島に「broad range of trainings」  
を実施した旨を要請した

(確認された)を復答後  
5段階の要が必要と述べた

取り止めたこととされた場合は、1969年の

共同声明の7項目 (沖縄返還と返還)

は「日本を含む極東の諸国の防衛の

ため、米軍が負った国際義務の

効果的履行のため」と述べたこと

GA-6

外務省

217511」との総理大臣の包解)に

反して、米国の負う国際的義務の交果的遂行を危ふくするおそれがある旨

たか  
すべしとモかく日本側要請は上司に  
取り継ぐべき旨 すべし  
(すべし。)

不破議員: ところが、この通常戦力であるべき部隊が、  
今日なお沖縄で核の投下訓練を続けているという

事実があります。この問題については、私は昨年の  
沖縄日会で、沖縄の伊江島において沖縄にある

第18 戦術戦闘航空団の F105、F4C が模擬  
爆弾 BDU を使って核の投下訓練をやっている

という問題を提起して、政府に所信をたじたこと  
があります。その時に総理は、この問題については

調査をするという答弁をされましたが、このことについて  
今後の調査の結果がどうなったかという点で

まだ伺いたいと思っております。

吉野局長: 沖縄において現在模擬爆弾の投下演習  
が行われているかどうかという点については、

この問題が提起されました時に、自らに米側に照会  
いたしました。米側からは、この点につきましては、肯  
定も否定もできないというところの回答がござ  
りました。そこで政府としては、さうに照会を続  
けております。

不破；十一月に質問しまして、いままで五ヶ月たつて  
るわけでありませう。五ヶ月の間、肯定の回答も

否定の回答もない。あてをいなければ、これは非  
否定の回答せざるを得ないはずであります。これは事

実行はわかってゐることを米側自身が行動による  
認めざるがういふことになると思つて、重大なことは、

私が以前、沖縄国会で質問した後、この投下  
訓練が続けられてゐることを知ります。私が具体

的に調査をして日程を確証したことは、今年の  
外務省

一月十三日サン・ルイス会議の終わったあと  
であります。初めに、やはり沖縄の伊江島に

F4Cが相当数の編隊をくんで飛来して、  
BDU8による核爆弾の投下訓練を繰返

しました。その核爆弾の残骸が、ほかの期間伊  
江島に残されておまして、その写真も我々には十分

とて事実を持ってありますが、沖縄協定が両方  
の国会で議会で通つて、それまで今年、沖縄の

施政権が返還されるその時、同時に、  
かつた力があつた沖縄で核爆弾投下訓練を繰り返

してゐる。このことは政府は内々合はせると言つて  
伊江島に、誰でも渡れるところをおいてから

政府が本当に真面目に調査する気がない、誰  
か一人派遣して伊江島の実情を見れば、これは

だけれどもすぐわかることではない。それが今も  
続けられてる。このことについて総理はどうお考えな

しうか。

福田大臣：その内容は、昨年十一月の沖縄回会を御指  
摘がわたりして、米側にも照会がある。その返

事が、いまア州局長からお答えしたとおりです。  
それから防衛庁の係官にも調べてもらったのです。

ところがどうも真相は把握できない。この状況  
態。つまりこの問題はとにかく今日のおア州に  
(これは)

施政権があるのです。我が国がこの基地へ立ち  
入りまして調査する。強制調査を行なうという事は

これはできない。そういうことは非常に事態があ  
りまらざるを得ない性格のものです。そこを

不破さんからお返すのをお尋ねでございますが

は、少しは答えがでない。これは非常に残  
念でございますが、いずれにいたしても、5月15日

にすれば、この基地の撤去というものはあるまで  
わたくしのです。非核三原則は沖縄の島々に

全部行かざるおつてござりますから、その際に  
おきましては、まず模擬爆弾というものを、

この非核三原則というものは必ずしも守りませんけれ  
ども、いし沖縄県民の心情を考慮にしております

模擬爆弾の演習もこれは着し控えておつたほうが  
いいから、このようにおいておつたので、5月

15日以降におきまして、かかる演習が行なわれるこ  
にござりましては、厳重にわがほうとしては警告をいたし

たいかたに考えております。

不破：それと真相は、5月15日以降は、模擬爆

弾、使用するにせよ、核の投下訓練は沖縄で  
行われたいという点を約束されるわけですか。

福田大臣: いま、アメリカとの関係は非核三原則、つまりの日  
本の核政策には、アメリカは協力してほしいという

ことは、おっしゃっているのです。その三原則は核自  
体の問題なんです。いま、あなたも問題にして

いるのは模擬爆弾の問題です。真正面から  
言いますと、どうもアメリカは、何打薄い問題で

は、おっしゃるけれども、しかしながら、模擬爆弾とい  
えどもこれは核だ、核の模擬爆弾だという

ようなことになっては、これでも日本は Full Scale  
を持っている。そういうところから、厳密にアメリカ

に申しあげたいので、どうにかする必要がある  
訓練。

不破: 5月15日前に申しあげたい。アメリカに  
必ずやめるという点を約束させる。そういうことを

やるというのですか。

福田: そのようにして警告を出す。要請を出す  
というように考えておられるというのでござります。

不破: この点は、やはり、重大な問題なんです。核の操  
縦爆弾を使って訓練している部隊が、やりに

なるといふことは、これは、アメリカにどういふときに核戦争に  
総動員して、部隊を沖縄に残すということになる

わけは、実質的な意味で、日本に核部隊を置くこと  
という点のためには、やはり、重大な問題なんです。ただ

警告を出すとか、アメリカに努力を望むとかでは、片づかない。

今日、おっしゃる、沖縄で投下訓練を繰り返していることになり

ますと、それが核自衛隊の役割というわけ道を使って

心に核部隊を残すという意向があるものと  
しか考えられないのであります。この時、単なる警告におま

ずるが、5月15日迄に明確に政府におて解決して  
もらいた。安保条約下の日本においては、絶対に

模擬爆弾投下訓練、核の紀撃演習、シラウコの  
モヤ爆弾、米軍との間で改めて確約して行つた。

総理の見解を伺つた。

福田：いま不破さんのおっしゃるとおりのことを考えているので  
す。これからヤウウ問題につきまして、アチカに申し

入を要する警告を統一的に、ヤウウにせざる。  
日米間でありまから、法的に言ひますと、この二つを

問題があるのではありませんか。実際問題としては、私はこれ  
は解決しようのほあるまいか。シラウコにま

たります。

総理：いま福田君の言ったとおり、私も同じ考えでござい  
ます。十分の準備を要するつもりでござります。

不破：万が一のために申しますが、核の撲滅や爆弾による  
演習については、佐藤内閣が三年前に国会答弁し

ている。本土の3次の射爆場に関連として、核の撲  
滅や爆弾による演習が許されるかどうかについて、当時

山本内閣で政府長官が、核や爆弾を<sup>(本土でも投下)</sup>訓練は許さ  
れると答弁してある。質問した社会党の渋谷委員から、

核爆弾には、普通爆弾核、ミサイル核と南から  
ても、政府側は「特設とモヤ爆弾の種類にま

は特定していません。」が、実際には、ミサイル核  
のモヤ爆弾を認めるといふことになっていると答弁して

る。<sup>(おぼろ)</sup>ミサイル核と云う以上、政府と米軍との間に何  
らかの取決めが了解があると考えざるを得ないか。



その点について伺いたい。

久保局長；私の所掌ではあるけれども、爆弾の投下種別  
については先の人達、佐良たちと協定を結んであります。

不破；オーストリアが、アメリカの警告と申し入れの結果、先ほど  
伺うか受け入れなかった場合、どのような核の投下訓練

をやるという核部隊の存続は非核三原則の精神に立つて  
立場から強め、いかにどうして決意を持って交渉する用意

があるかどうかが伺いたい。警告と申し入れの結果、政府が  
期待している回答が得られなかった場合どうされるつもりな

のか伺いたい。

総理；私は、アメリカとは十分話し合えるおりに信頼し合ふと  
このようにおっしゃいますから、昨の発言を要望は必ずこたえ

てくれる。かどうかと思っております。核を聞いってはいかぬから

どうなるのか、にまで考える必要はなかりと思っております。

不破；それでは、この投下訓練の問題は、政府の交渉の  
結果が報告されるのを待って再び検討・討論し

たいと思っております。

核の問題のオーストリアについて伺いたいと思っております。  
(我が党の調査において) (中略) オーストリア 整備部隊が

核爆弾を取り扱っている部門であることは確かであり、  
このように特別に核を扱っている部隊が、沖縄  
(中略)

に施政権返還後も残されるのかどうか、この点については  
事実が明らかになった以上、政府はアメリカ側とこのように

部内の撤去について交渉する用意があるかどうか、その  
点について伺いたいと思っております。

総理；片側は、アメリカ側、私どもは、ソ連側といたして  
この中の要領が、たまたまの沖縄の祖國復帰



お話しして、特別と核のどちらの人になるか  
決まらざるやうに御見解を伺います。

不破； 総理と外相の答弁は全く違つてゐるやうだが、  
総理の見解を伺ひたい。

総理； 外務大臣は、核や爆弾の語やミサイル部隊に  
ついては、別にふしで御座います。とにか、サンクシテ核

がなくなる、核を撤去する、ミサイルを話してゐるから、  
これについて重ねて核の撤去に加入の中に入れてほしい。

これは外務大臣の唯片の答弁でござります。これは別に  
変わつては御座いません。だから、これはもう聞き方の

けうが悪いやうだから、その辺を整理して頂きたい。

不破； やうすると、この核の管理をしてゐる部隊がある  
としか明らかになれば、その部隊の撤退、あるいは

撤去については交渉する、核の束の末については交

渉しない、それで首相、外相の答弁は統一される  
やうなのが、その御見解ですか。

総理； 統一されるもそれはいいから、その通りでござ  
ります。これは別に私共、核の撤去については

ア、ミサイルを話したは別でござりますから、核の束の末  
がなくなる、ミサイルの束の末はなくて、その時にはあり

した話を聞いてゐるから、外務大臣は、さう言つては  
重ねてそれはありません、このうと云つてゐるのです。

私はもうそれを、これに聞かせるのは、切つて、その  
に思ひましたか、不破君はまだ大変危険な状態に

ある、このミサイルの御指摘を、お聞きから、ミサイルに  
ついては先づ吉野ミサイル局長と呼んで御座います

に確かめること、やうしてさういふことがあるから、  
もしあれば、それは撤去してほしい、このうの中に入れて

えしてくれ、この17日を括弧にはいりてから  
お気づきだったろうと思つた。やむを得ないに17日

付。

(3)

極 秘  
無 期 限  
部 内 号

2月7日付文

米領事館長  
条約課長  
安全保障課長  
アメリカ局長  
参事官  
北米一課長

伊江島の模擬核爆弾  
投下訓練

47. 4. 15

米北1

1. 4月14日 在米大使館にエニツツカニ課

(SE課及び加課)を未訪問際本件につき  
お伺いした事あり。

(1) 先般日本領事館、復讐後SP江島に2173  
模擬核爆弾投下訓練を差し控へ

欲しい旨の要請あり、右に就て検討を  
行つた結果として2173あり、2173

正式に、米領事館復讐後と同訓練を

引当系統を行使した。意図であり日本側

要請に口出し難いとの議論に達した。

かかる模擬核爆弾の投下訓練は

東前協議の対象となつておらず全く

口出しを要しない。

(2) 伊江島以外の離島に上記訓練の  
場所を移動したことが既に検討

した。しかし、模擬弾の着弾地点  
を定めた面は渡り程端の状況

届いた (properly calibrated)

range は 5000 メートル、遠慮は 5000

伊江島以外の移動も予て可能である。

(3) 以上、日本側の sensitivity は

SC 承知したものである。今後とも、何んか

日本側の意向は流しに過ぎない  
副

子や検討を流して行くことと LT=11。

(4) 日本、核爆弾は極めて特色のある  
模擬

ハロシュートを付けた投下機等

他の通常の模擬核爆弾の場合とは

著しく異った様相を帯びる。

2525 離れた地点からでも分かる

には明瞭に区別がつく由である。

2. 以上の状況を今後、対米申し入れ  
本政府に

を行使するに際し、団合答等との関連  
で如何に処理すべきかを

検討するに必要と考へる。

3. 本件は 4/17/70

の調査の際、吉野の島に

上空発射した (気、記録保持)

行方不明の核爆弾  
米代書  
同見  
本政府

団合答等は別として、  
米側はこれに  
米側はこれに  
米側はこれに  
米側はこれに